

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第41号

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

職種	時間額
一般行政事務	1,040円
清掃作業員、調理員	1,090円
調理補助員	1,030円
保育士、保育教諭、幼稚園講師	1,540円
保育指導員	1,390円
保育補助員	1,160円
用務員	1,030円
用務員兼調理員、栄養士	1,140円
手話通訳者	1,400円
訪問支援員	1,080円
保健師、看護師、助産師	1,570円
精神保健福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、公認心理師、臨床心理士	1,530円
視能訓練士	1,530円
介護支援専門員	1,580円
小・中学校講師	2,480円
部活動指導員	1,600円

教育指導員	1, 530円
養護教諭	1, 570円
特別支援教育支援員	1, 200円
学童保育指導員	1, 220円
消費生活相談員	1, 810円
司書	1, 080円
水泳指導補助員	1, 030円
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。